

NPO 法人ドリームヴィレッジ

千葉ジェッツ公認ドリームジェッツオンラインスクール規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本クラブは、「特定非営利活動法人ドリームヴィレッジ」(以下本クラブ)と称する。

第2条 (事業名)

事業名は「ドリームジェッツバスケットボールオンラインアカデミー」(以下ドリームジェッツ)と称する。

第3条 (目的)

本クラブは、バスケットボールを通じてバスケットボールの普及及び技術水準の向上を図ることにより、会員の心身の健全な育成とスポーツへの正しい理解を深め、且つ、地域社会の豊かなスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

第2章 ドリームジェッツオンラインスクールの参加、キャンセル

第4条 (ドリームジェッツのオンライン参加資格)

本クラブが実施するオンライン上でのバスケットボールスクール(以下オンラインスクール)に参加する者(以下オンラインスクール参加者)は、心身ともにバスケットボールをするのに適した者でなければならない。

第5条 (法定代理人の同意)

オンラインスクール参加者は、親権者又は法定代理人の同意を得なければならない。

第6条 (参加の手続き)

- 1) オンラインスクールへの参加を希望する者は、開催希望日前日までに、メールにて氏名、学年、電話番号、その他の本クラブが別途指定する事項を本クラブに通知し、規約に同意するものとする。
- 2) 前号に定める希望者は、本クラブの担当よりオンラインスクールへの参加を承認の通知を受け、本クラブが別途指定する決済サービスにてクレジットカード登録したときにオンラインスクール参加者の資格(以下オンラインスクール参加資格)を得るものとする。
- 3) 承認不可となった場合には本クラブの担当より連絡を行う。

第7条 (キャンセル)

- 1) キャンセルを希望する者は、開催希望日前日 13 時までに、メールにてその旨を本クラブへ報告するものとする。
- 2) キャンセル料はかからないものとする。

第8条 (除名等)

本クラブは、オンラインスクール参加者が次号の一つにでも該当するときは、オンラインスクール参加資格を一時停止、または取り消すことが出来る。

- 1) 本クラブの運営を故意に妨害した場合。
- 2) 本規約及び「千葉ジェッツ公認ドリームジェッツバスケットボール規約」に定める規約に違反した場合。
- 3) 本クラブの名誉または信用を傷つけた場合。
- 4) 月謝等の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず支払わない場合。
- 5) オンラインスクール参加者が第4条の条件に該当しないと本クラブが判断した場合。

第9条 (オンラインスクール参加資格の譲渡等禁止)

- 1) オンラインスクール参加者は、オンライン参加資格を譲渡することは出来ない。

- 2) 本クラブよりオンラインスクール上でオンラインスクール参加者に対し提供された著作物の知的財産権は本クラブに帰属するものとし、オンラインスクール参加者は当該著作物の複製及び頒布することは禁止とする。

第3章 指導及びオンラインスクール参加費の支払い等

第10条 (クラス編成)

オンラインスクール参加者は、本クラブの指定するクラスに所属するものとする。

第11条 (指導)

- 1) オンラインスクール参加者は、その所属するクラスの指導日、指導時間に限り、そのクラスの指導者から指導を受けることが出来る。但し、本クラブが認めた場合は、その所属するクラブ以外のクラブの指導を受けることが出来る。
- 2) オンラインスクールは ZOOM を使用して行うものとし、参加方法の詳細については本クラブが別途オンラインスクール参加者に通知するものとする。
- 3) 受講する際の通信料及び使用機材については全て受講者負担となり、本クラブは一切負担しない。
- 4) アカデミー事業が再開となった場合には中止となる場合がある。
- 5) 中止の場合には本クラブからメールを送るものとする。

第12条 (オンラインスクール参加費)

オンラインスクール参加費は以下の通りである。

- 1) 月謝は 3,300 円とする。
- 2) 入会金、年会費の発生はしない。

第13条 (オンラインスクール参加費の支払方法)

オンラインスクール参加者は、参加するクラスの前日までにオンラインスクール参加費を、第6条に定める決済サービスを利用し、支払うものとする。

免責事項等

第14条 (練習中)

オンラインスクールに関連する事故、怪我、棄損、その他一切についての責任を、本クラブおよびその関係者は負わないものとする。

第15条 (映像)

練習中の映像の乱れ、通信環境、その他一切についての責任を、本クラブ及びその関係者は追わないものとする。

第16条 (消費者契約法)

本規約が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第3項の消費者契約に該当する場合には、本規約のうち、当クラブの損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとする。この場合においてオンラインスクール参加者に発生した損害が本クラブの債務不履行または不法行為に基づくときは、本クラブは、金1万円を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、本クラブに故意または重過失がある場合は除く。

第5章 個人情報の保護

第17条 (個人情報の取得・利用・提供)

本クラブは、オンラインスクール参加者から個人情報を取得した場合には、当該個人情報を本クラブが別途定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第6章 規約の変更

第18条 (本規約の変更)

本クラブは、個別の電子メールによる送信その他適切な方法によって、変更内容および変更の時期を周知することにより、本規約を変更することができるものとする。変更後の本規約は、本クラブが別途定める場合を除いて、当該周知後に初めてオンラインスクール参加者がオンラインスクール参加に参加した時点より効力を生じるものとします。